

(仮称) 小平市こども条例の基本理念について

1 基本理念とは

条例に基づき意識醸成や施策を推進するに当たり、理想の姿や優先すべき方針を規定し、大切にすべき根幹となる考え方を示すものとなります。

2 (仮称) 小平市こども条例の基本理念について (案)

- 1 すべてのこどもは、差別や偏見を受けず、権利の主体として尊重されるとともに、それぞれの成長と発達に応じて必要な支援を受けることができる。
- 2 こどもに関係のあることについて、こどもにとって最もよいことは何かを第一に考える。
- 3 すべてのこどもは、自分に関係のあることについて、意見を表明する機会が確保されるとともに、年齢や発達に応じて、その意見が尊重される。
- 4 こどもが将来への夢と希望を持って、安心して幸せな生活を送ることができるよう、地域全体でこどもを守り、育てる環境を整備する。

3 他市の状況

○東京都こども基本条例

(基本理念)

第三条 こどもは大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在であるとの認識の下、こどもの権利条約の精神にのっとり、こどもを権利の主体として尊重し、こどもの最善の利益を最優先とすることで、全てこどもが、今と将来への希望を持って伸び伸びと健やかに育っていき、社会全体でこどもを育む環境を整備していかなければならない。

○多摩市子ども・若者 の権利を保障し支援と活躍を推進する条例

(基本理念)

第3条 次に掲げる基本理念（以下「基本理念」といいます。）に基づいて、子ども・若者の支援及び活躍を推進します。

- (1) 子ども・若者の権利が保障され、子ども・若者の最善の利益が尊重されること。
- (2) 子ども・若者が自分らしく成長できるように、それぞれの状況に応じた切れ目のない支援を受けられる環境を整えること。
- (3) 子ども・若者による意見の表明及びまちづくりへの参画の機会が保障されること。
- (4) 子ども・若者を含め、さまざまな主体が相互に協力し、及び支援する関係を築くこと。

○ 国立市子ども基本条例

(基本理念)

第3条

子どもの権利の保障は、次に掲げることを基本理念として進めるものとする。

- (1) 子どもを権利の主体として尊重すること。
- (2) 子どもがいかなる差別も受けることがないようにすること。
- (3) 子どもにとって最もよい事とは何かを第一に考えること。
- (4) 子どもがその命を守られ、愛され及び保護され、並びに心身ともに健やかに育つことを保障すること。
- (5) 子どもが自由に意見を表すことを保障するとともに、その意見を子どもの成長及び発達の段階、個性等を踏まえて尊重すること。

○ 墨田区こども条例

(基本理念)

第3条 「笑顔あふれる、こどもの最善の利益を優先するまちすみだ」の実現に当たっては、次に定める考え方を基本理念とします。

- (1) 全てのこどもについて、個人として尊重され、基本的人権が保障され、差別を受けないこと。
- (2) 全てのこどもについて、適切に育てられ、生活を保障され、愛され保護されることなどの福祉に関する権利が等しく保障されること。
- (3) 全てのこどもについて、教育を受ける機会が平等に与えられること。
- (4) 全てのこどもについて、年齢と発達の程度に応じて、意見を表明する機会や社会的活動に参画する機会が確保されること。
- (5) 全てのこどもについて、年齢と発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- (6) 子育てに夢を持ち、子育ての喜びを実感することができる社会環境を整備すること。
- (7) 地域社会全体でこどもの育ちを支えること。
- (8) こどもの声を聴き、こどもとの対話を大切にすること。

○中野区子どもの権利に関する条例

(基本理念)

第3条 子どもの権利の保障は、次に定める考え方を基本理念とします。

- (1) 子どもは、その命が守られ、心身や尊厳が傷つけられることなく、愛情と理解をもって育まれること。
- (2) 子どもは、その意見、考え、思い（以下「意見等」といいます。）を表明することができ、

自分に関係のあることについてその意見等が尊重されること。

(3) 子どもに関係のあるあらゆることについて、子どもにとって最も善いことは何かを第一に考えること。

(4) 子どもは、一人ひとりの個性が尊重され、だれ一人取り残されることなくその権利が保障されること。

○荒川区子どもの権利条例

(基本理念)

第3条 子どもの権利の保障は、次に定める考え方を基本理念とします。

(1) 子どもの最善の利益を優先して考えること。

(2) 全ての子どもが、差別や偏見を受けず、権利の主体として尊重されること。

(3) 子どもの成長と発達に配慮した支援が行われること。

(4) 子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を発達に応じて十分に考慮すること。

○東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例

(基本理念)

第三条 子どもを権利の主体として尊重するとともに、子どもに関係のあることについて、子どもにとって最も善いことは何かを第一とします。

2 子どもは、一人ひとりの個性が尊重され、また相互にこれを尊重し合い、だれ一人取り残されることなくその権利が保障されます。

3 子どもが将来への夢と希望を持って、幸せな状態で生活を送ることができるよう、社会全体で子どもを育む環境を整備します。

○杉並区子どもの権利に関する条例

(基本理念)

第3条 子どもに関する施策は、全ての子どもについて、差別的取扱いを受けないようにすること、その意見を尊重すること、その最善の利益を考慮すること及びその健やかな成長が図られることを基本理念として行われなければならない。